



妊産婦の受診および出産にかかる 交通費の助成について

令和7年度より、姫路港から県内医療機関までの公共交通機関利用運賃も助成します！

下記のとおり交通費を助成しますので、必要な書類を揃えて、申請期限内に申請してください。

【対象者】

- ・姫路市内に住所がある妊産婦で、家島町にお住まい(または里帰り中)の方

【対象となる費用】

母子健康手帳交付後で、妊産婦健診の受診や出産のための交通費について助成

乗船目的	対象交通機関	注意事項
① 妊産婦健診のための受診	定期船・鉄道・バス	受診の往復の船賃・運賃(妊婦健診受診14回分・産婦健診受診2回分を上限)
② 出産のために入院	定期船または海上タクシー 鉄道・バス	出産日直近の船賃・運賃1回分
③ 退院時	定期船・鉄道・バス	退院日直後の船賃・運賃1回分

※転出入される方は、転入前・転出後の乗船・乗車分は対象外です。

※公共交通機関は、R7.4.1以降の受診で、船舶とあわせて利用した場合において、県内医療機関への受診にかかる公共交通機関利用運賃(急行料金及び座席指定席料金除く)が対象となります。

※公共交通機関を利用された方は、申請時に窓口で利用申告書(所定様式)に、利用日毎の利用経路、運賃などの記載が必要です。(タクシー・自家用車は対象外)

【必要書類】

- ・ 母子健康手帳
- ・ 船会社の発行する領収書
- ・ 妊産婦本人名義の預金通帳(旧姓不可)
- ・ 印鑑

注意事項～領収書について～

- ・ 妊産婦の氏名宛であること
- ・ 回数券の場合は、つづり枚数の記載が必要で、1回分の割戻し額を助成
- ・ 回数券の領収書は、健診日もしくは健診日以前の日付のものが対象
- ・ 定期券を利用された場合は対象外

【申請期限】

出産後5か月以内(5か月になる日まで)

例)1月1日に出産された場合、6月1日までに申請

【申請手続き場所】

- ・ 南保健センター(飾磨区細江 2655 番地)
- ・ 南保健センター家島分室(家島町宮 2169 番地)
- ・ 中央保健センター(坂田町3番地)
- ・ 中央保健センター安富分室(安富町安志1151番地)
- ・ 中央保健センター北分室(砥堀428番地)
- ・ 西保健センター(広畑区正門通三丁目 2 番地 2)

【問い合わせ先】 姫路市保健所健康課 (坂田町3番地) TEL 079-289-1641

